

弁護士法人 都大路法律事務所NEWS

●第40号● 2011. 8
京都市中京区夷川通兩替町西入巴町81番地
TEL075-251-0707 (代) FAX075-251-0506
弁護士 安保 嘉博 弁護士 安保 千秋
弁護士 井土 正明 弁護士 長谷川博啓

MIYAKO OHJI Law Office News

残暑お見舞い申しあげます。



2011年夏 三重県志摩市大王崎にて

ご挨拶

本年3月末日をもって京都弁護士会会长職を無事退任することができました。この間の激励とご協力に対し御礼申しあげます。

本年3月11日に発生した東日本大震災と共に引き続く福島第一原発事故、さらに放射能汚染により被災された数多くの住民の皆様に心からお見舞いを申しあげます。直ちに京都弁護士会に災害対策本部を立ち上げ、義援金を全会員に呼びかけさせて頂いたところで、私の任期は終りました。今は、一弁護士として、この大災害、大事故に対し何ができるかを模索せねばなりません。

被災者の方への法律相談活動は、遠隔地であること、直面する法律問題は政府の立法措置に寄ることが多いことから、京都の弁護士にできることは残念ながら限られています。

人災であることが明白な原発事故への今後の対応策は誤ってはなりません。事業者、科学者はもとより、人権擁護の最後の砦と期待されながらこれを抑止できなかった司法の責任は免れないと考えます。同じ過ちを私たちが決して繰り返すことのないよう、できることから始めたいと思います。

ところで本年8月、当事務所は、44年間裁判官として権利の実現に貢献された井土正明弁護士を客員弁護士として迎えました。当事務所の法的サービスの一層の向上につながるものと期待しております。

末尾になりますが皆様のご健康とご活躍を心よりお祈り申しあげます。

あ ほ よ し ひ ろ
弁護士 安保 嘉博

京都に子どものシェルター「ののさん」を

帰る所がない子どもたち

私は、子どもの人権救済活動をライフワークとしていますが、その中で、今晚安心して泊まる所がない子ども達に出会ってきました。虐待を受け家庭から逃げ出さざるをえず、友人宅を転々としたり、公園等で寝泊まりをする子ども、また、家庭で養育を受けることができず児童福祉施設で育ち、その施設から自立をめざし、住み込みの仕事先で勤めたけれど仕事先で失敗し、仕事とともに住む所まで無くし帰る所がない子ども、虐待の中で育ち深夜徘徊等をするうちに非行を犯し、家庭裁判所の審判を受けることになったけれど、親が受け入れを拒否し社会内で行き場所がなく少年院送致になった子ども、少年院を退院することになったけれど帰る家がない子どももいました。

子どもシェルター

こうした中、2004年に東京で全国最初の民間の子どもシェルター（子どもが今晚安心して衣食住ができる場所）「カリヨン」が設立され、これまで愛知に「パオ」、神奈川に「てんぽ」、岡山に「モモ」、広島に「ピピオ」が設立されました。さらに他の地域でも設立準備がすすめられています。京都にも必要としている子どもがいます。私は、これら子どもシェルターの取り組みに深く共感し、現在、京都弁護士会子どもの権利委員会所属の弁護士や、子どもに関わる関係者（児童福祉施設関係者、研究者、元児童相談所長、医療、心理、司法等の関係者等）と一緒に、京都に、子どもシェルター「ののさん」を作ろうと準備を進めており、私は、代表を務めています。



2011年6月25日 子どもセンターののさん設立記念シンポジウム
(全国の子どもシェルターが勢揃をして)

「ののさん」

京ことばで太陽、月、神様、仏様など信仰の対象を表すことば「ののさん」を、京都のシェルターの名前にしました。シェルターが、子どもが安心して休める温かい陽だまりのような居場所になるように、そして、子どもがかけがえのない命や人生を大切にしてほしいという思いを込めました。

本年6月24日に京都府にNPO法人子どもシェルターオのさんの認証申請、同月25日に設立記念シンポジウムを開催し、現在、資金集め、シェルターの改築、スタッフの養成、採用等の準備中です。

子ども達は、子どもシェルター（今晚安心して衣食住ができる場所）で、しばらくの間、羽を休め、寄り添ってくれる大人の援助を受け、次の生活場所を探し自立に向けて力を蓄えます。また、子どもには必ず担当弁護士がつき、あらゆる場面で子どもの権利を守って活動します。

資金も人も足りません。こんなことなら手伝える等ございましたら、是非、声をおかけ下さい。

あなたの応援が必要です。 ぜひ、賛助会員になってください。

子どもセンターののさんは、会員の年会費とご寄付によって運営されます。子どもたちの生活費など運営にかかる経費が必要です。
ぜひ、賛助会員として、私たちの取り組みを支えてください。

■賛助会員 個人1口(年間) 3,000円
法人1口(年間) 10,000円

■寄付 金額を問いません。何卒ご協力ください。

■振込先 京都銀行寺町二条支店 普通預金 3645625
京都子どもシェルター設立準備会会計吉田雄大
(キヨウトコドモシェルター
セツリツジュンビカイカイ
ケイヨシダタケヒロ)
お振込後、FAX、ハガキの
いずれかの方法で当事務所までお知らせください。



子どもセンターののさん